

会 議 録

- 1 会議名
第1回阿賀野市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会
- 2 開催日時
令和元年11月13日（水） 午後1時30分から午後2時10分まで
- 3 開催場所
阿賀野市役所 第1多目的ホール
- 4 出席者（傍聴者を除く。）の氏名（敬称略）
 - ・委員：上島秀樹、藤森勝也、島田克巳、富田直志、植木政行、町田一夫、相川久美子、大湊薫、石井誠一
 - ・事務局：田中市長、宮尾課長、石山補佐、山崎地域包括支援センター長、吉川介護保険係長、健康推進課田中病院管理係長
- 5 議題（公開・非公開の別）
 - (1) 委員長・副委員長の選任について（公開）
 - (2) 介護療養型医療施設「あがの市民病院」の介護医療院への転換について（公開）
 - (3) 第8期介護保険事業計画の現状について（公開）
- 6 非公開の理由 なし
- 7 傍聴者の数 2人
- 8 発言の内容
 1. 開会
○事務局（宮尾課長）：定刻になりましたので、ただいまから、第1回阿賀野市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会を開会いたします。
 2. 市長あいさつ
○事務局（宮尾課長）：はじめに、田中市長からごあいさつを申し上げます。
○田中市長：今日は、ご多忙のところ第1回阿賀野市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会にご出席いただきまして、大変ありがとうございます。
介護保険制度も発足後19年を迎え、介護認定者数の増加や介護サービス利用者が増加するとともに、介護サービス事業所も充実し、平成30年度の

介護保険給付額は約43億6千万円、地域支援事業費は約2億6千万円となっております。第7期計画の給付費の見込み額と比較しますと96.4%となっており、微増であります。元気な高齢者が増え、介護予防の成果が見え始めてきたのかと感じているところです。

今後は、ますます一人暮らしの高齢者、あるいは夫婦のみの高齢者世帯や認知症の増加が予測され、日常的な生活支援サービスの推進が求められ、介護サービスの充実はもとより一層の介護予防事業活動が重要となっております。

第7期介護保険事業計画では、いわゆる団塊の世代が75歳以上となり、介護が必要な高齢者が増加することが見込まれる2025年にむけて地域における介護・医療・福祉の一体的な提供の推進を図るために、地域包括ケアシステムの深化と推進を目指しております。

委員の皆様からは、令和2年度の第8期阿賀野市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に取り組んでいただくこととなりますが、本日は第1回目の介護保険計画の会議となりますが、委員の皆様から積極的なご意見をいただき、立派な介護保険事業計画に取り組んでいきたいと考えておりますので、本日はどうかよろしくお願いいたします。

○事務局（宮尾課長）：ありがとうございます。委員の皆様方におかれましては、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日の会議出席者の名簿をお手元に配布しております。

本日は、委員9名全員から出席をいただいております。したがって委員会条例第6条第2項の規定により委員の半数以上の出席に達しており、会議が成立することをご報告いたします。

なお、本日の会議につきましては、阿賀野市審議会等の会議の公開に関する要綱第2条に該当する審議会となりますので、本会議においては公開とさせていただきます。既に2名の方がみえてられますが、公開の方法といたしましては傍聴による公開とさせていただきます。

また審議会の議事録あるいは議事内容についても公開となりますので、後日、阿賀野市のホームページに掲載させていただきます。その際は会議内の固有名詞等については省かせていただきたいと思います。

それでは議事に入る前に、任期最初の会議となりますので、委員の皆様から自己紹介をお願いいたします。

新潟県新発田地域振興局地域福祉課上島課長様から順次お願いします。

（委員9名の自己紹介及び事務局職員5名の紹介）

○事務局（宮尾課長）：それでは議事に入りたいと思います。

3. 議題

(1) 委員長・副委員長の選任について

○事務局（宮尾課長）：それでは議題第1号、委員長、副委員長の選出に入ります。

委員長が選出されるまで市長から進行をお願いします。

○田中市長：それでは委員長・副委員長選出までのしばらく間、進行をさせていただきます。

委員会条例第5条第1項の規定により、委員の互選により委員長・副委員長を選出するとしておりますが、いかが取りはからいましょうか。

特にありませんか。特にないようですので事務局で腹案がありましたらお願いします。

○事務局（宮尾課長）：はい。事務局案として、委員長にあがの市民病院院長の藤森委員を、副委員長に阿賀北総合福祉協会 やすだの里施設長の植木委員からお願いしたいと存じます。

○田中市長：事務局のほうから委員長にあがの市民病院院長の藤森委員、また副委員長にやすだの里園長の植木委員の提案がありました。皆様にお諮りしたいと思いますが、いかがでしょうか。

…〈異議なしの声〉…

異議なしと認め、委員長に藤森委員、副委員長に植木委員よりお願いいたします。

…〈委員長、副委員長に席の移動をお願いする。〉…

○田中市長：それでは代表して藤森委員長からごあいさつをお願いし、そのあとの議事の進行もお願いいたします。

○委員長（藤森委員）：ただいまご紹介いただきましたあがの市民病院院長の藤森です。今日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。また常日頃は阿賀野市の保健医療福祉の発展にご尽力いただいていることに敬意を表しております。ご存じのように日本、県、阿賀野市は超高齢化、少子化、人口減少、それも労働人口が減少する、そして亡くなる方が増えている、これは多死時代といわれていますが、地域は認知症の方々も増え、そして高齢者の世帯が、それも単身世帯と夫婦世帯を合せて増加しているという状況です。これに対して国は2014年ですが、地域医療介護総合確保推進法を出しまして、地域包括ケアあるいは地域包括医療ケアとありますが、こちらを地域で構築しそれを推進していく、また地域医療構想といひまして、病院間、病院や診療所間、あるいは介護施設との連携を勧めていくというものを打ち出しております。阿賀野市も高齢者の方が最期まで住み慣れた自宅で安心して暮らせるように、また暮らし続けられるように、そして暮らし終えられるようにすることが大切と思っております、

それには今日の会議での高齢者の福祉計画・事業計画をよりよいものにしていくことが大切と考えていますので、今日は委員の皆様方に忌憚のない意見を出していただきながら、事務局の作成案等を議論してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○田中市長：ありがとうございました。ここから藤森委員長より議事を進めていただきます。よろしくお願ひいたします。

(2) 介護療養型医療施設「あがの市民病院」の介護医療院への転換について

○委員長：それでは、議題（2）介護療養型医療施設「あがの市民病院」の介護医療院への転換について、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局：健康推進課病院管理係の田中と申します。

事前に配布しております「あがの市民病院介護医療院へ開設について」という資料で説明させていただきます。

資料にページ番号をふってなく申し訳ございませんが、表紙をはぐっていただき、資料1ページ目をご覧ください。

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が公布されたことにより、「介護保険法」や「医療法」が改正され、令和5年度末までに介護療養病床制度が廃止となり、これに代わる新たな介護施設である介護医療院が創設されることになりました。

資料2ページ目をご覧ください。第7期介護保険事業計画をお持ちであれば85ページをお開きください。

介護保険事業計画85ページの中段に③介護医療院について掲載しております。この7期の計画を策定している最中での法律改正であったことから、計画の内容としては、「介護医療院の整備の必要性について検討していきます。」と書き止めていたところです。この7期中の期間ですが、市の方では健康推進課、高齢福祉課を中心に地域包括ケアシステムに関する検討を重ねてきたところです。

資料3ページ目、4ページ目には、阿賀野市の人口、高齢者人口、高齢化率など将来推計を入れさせていただいています。推計に当たっては、国立社会保障人口問題研究所が発表している推計人口を基に阿賀野市における経年データを反映させ推計したものになります。

3ページ目をご覧ください。

2025年度である令和7年では、阿賀野市の人口が3万8千人ほど、高齢者人口は1万4千人ほどと推計されております。2040年である令和22年では、人口が3万人ほど、高齢者人口は1万3千人ほどと推計されます。平成30年度から22年後の令和22年度を比べますと人口では、

1万2千人ほど減となっておりますが、高齢者人口は300人ほどしか減となっておりません。高齢化率は43.1%と推計されます。

4ページ目をご覧ください。

こちらは、単身高齢者人口と高齢者世帯人口の推計になります。

先ほども申し上げましたが、総人口は1万人ほど減りますが、高齢者人口は300人ほどの減少です。単身高齢者人口や高齢者世帯人口の伸びが平成30年度までの伸びと同様として仮定して推計しますと、単身高齢者人口は1千人ほど、高齢者世帯人口は400人ほど平成30年度から増加する見込みであります。こういったことから介護力の低下や高齢者の方々を支える環境に課題が生じることが想定されます。

市では、こういった人口の将来推計などを踏まえ、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、様々な検討と関係機関との協議を重ねてきましたが、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の改正のほか、地域医療構想に伴う病床数の削減や転換の議論、臨床研修病院の指定基準の改正を含む医師法の一部改正など、それ以外の様々な環境、情勢も同時に変化が進んでいるという状況もありました。

資料2ページ目に戻っていただきまして、今回の説明の趣旨になりますが、第7期の介護保険事業計画期間中に介護医療院を開設するに至った事由についてご説明いたします。

計画においては先ほども申し上げましたとおり、整備の必要性について検討するということでしたが、第7期の期間中に前倒して開設するというところで事務を進めているところです。

その事由の1つ目としましては、地域医療構想において病床数を将来推計人口に応じて減少していく、機能転換していくという議論を、新潟県は7つの圏域に分けられていますが、圏域ごとに議論を行っています。阿賀野市は新潟圏域の中に含まれておりまして、新潟市、阿賀野市、五泉市、阿賀町の4市町で構成されていますが、その中で病床数をどうしていくかという議論を行っています。今回、あがの市民病院では、療養病床を介護医療院に転換することで計画を提出する予定にしております、病床数を250床から196床、療養病床が54床ありますので、それを病床ベットから介護施設のベットに変えるという形で196床に減とすることとしております。

2つ目としましては、令和2年4月1日に医師法の一部改正が施行されることとなったためです。

現在、あがの市民病院では、院長先生や他の先生のご努力もあり、年間で研修医の先生方を10数人受入れております。院内の活性化や医師不足の

解消に向けた取り組みを行っているところであります。

この法律が施行されますと、こういった研修医の先生方を受け入れるための協力病院に指定されるには、病床数が200床未満でないとは指定されず、取り組みを継続していくことができないということもあり、2つ目の前倒しをするに至った事由になります。

3つ目としましては、介護保険法の一部改正で、早期に介護医療院に転換した場合、移行定着支援加算という特別な加算が付まして、これが令和3年3月31日までの期間で1年間のみ特例で算定が可能となるためであります。介護医療院の経営安定に向け、この特例的な算定を受けることが得策であると判断したところであります。

4つ目としましては、老人保健施設五頭の里、あがの市民病院の隣にあります。こちらが建設後30年以上経過しています。そういったことから住まいや在宅サービスなどを検討していく必要があり、市全体の現在のサービスや施設の状況、また推計人口などを勘案したうえで、将来、医療依存度が高く日常的に医学管理が必要な方、若しくはターミナルケアなど医療と介護の両方が必要な方の受け皿として、介護医療院を病院併設型で整備し、市として対応していきたいということで、この4つを装備して介護医療院の転換の事由としております。

最後の5ページ目をお開きください。

こういった検討を経まして、令和2年1月1日を目途にあがの市民病院内に54床の介護医療院を開設することで準備を進めているところです。

当面は、療養病床の運用を継続していくようなイメージではありますが、今後の人口動態や市内介護施設の状況を注視しながら、施設運営やサービスの運用について、検討を更に進めてまいりたいと考えております。

以上で、簡単ではありますが説明を終わらせていただきます。

○委員長：ありがとうございました。ただいま事務局より説明いただきましたが、事務局の説明に対して何かご意見、ご質問があればお願いします。

介護医療院について、初めて聞いたという方もいるかもしれませんが、聞きなれないということもあるかもしれません。病院管理係長の説明のとおり理由から転換したいということでございます。

なかなか発言しにくいかもしれませんが、私の右隣の上島委員から順に、ご意見、ご質問がありましたらお聞かせください。

○委員：利用者の負担ですが、今までの療養病床から介護医療院に代わることによって、利用者の負担が変わるのかどうか教えてください。

○事務局：入所されている方の利用料につきましては、ほぼ同等、同額という形で、今のところは認識しているところです。特設施設の対応が変わるとか、整

備の改定報酬上のも変わるという形ではありませんので、単価の関係で若干変わるかもしれませんが、ほぼ変わらない状況で入所していただくと今のところは思っています。

- 委員：よく期間が来れば出なければならないという話を聞きますが、この施設はどうですか。
- 委員長：ある意味では在宅施設としての機能という面もあるので、最期までこちらで過ごしていただいても問題ないと考えております。
- 委員：医療的な依存度は高くなると思いますが、通常の要介護の低い方でも受け入れてもらえる施設ですか。
- 事務局：介護報酬上の対応では、要介護1から要介護5まで受入可能という形になっていて、おっしゃるとおり基本的には医療依存度が高く、また介護力の低いご家庭の方の支援を中心に行っていきたいと考えております。
- 委員長：お手元には今日病院のほうから介護医療院のご紹介ということで、JA広報の11月号に載せさせてもらったものについて配布させていただきました。名称は変わりますが、利用者様にはこれまでどおりご利用いただけると思っておりますし、また経営のほうも移行年度の点数もございますし、また経営に問題ない人員配置を取りながら、問題なくやって行きたいと思っております。
この議題はよろしいでしょうか。

(3) 第8期介護保険事業計画の現状について

- 委員長：次の議題に入らせていただきます。議題(3)「第8期介護保険事業計画の現状について」、事務局の説明をお願いいたします。
- 事務局：第8期の阿賀野市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定の現状について報告いたします。

第8期介護計画作成にあたり、第7期計画同様に本年度は2つの調査を行います。1つは、「要介護者の在宅生活の継続」や「介護者の就労の継続」に有効な介護サービスの在り方を検討することに資する調査としまして「在宅介護実態調査」を行います。2つめは、要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで、地域診断に活用し、地域の抱えている課題を特定すること等を目的とした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を行います。1つ目の在宅介護実態調査は、介護認定調査員による聞き取りで既に今年1月から実施しており、12月まで700人程度の調査を完了する予定しています。2つ目の調査は、65歳以上の一般高齢者及び要支援1・2認定者の3,000人を無作為抽出して、郵送で調査を行う予定であります。この2つの調査及び分析、第8期介護計画策

定を一括して委託業者を選定する予定あり、今準備を進めているところで。今までの計画では、調査関係と計画策定関係の委託業者の選定をそれぞれ1年ごとに別々に選定していましたが、調査内容の把握と分析、また介護計画の円滑な策定を考え、今回は2ヵ年で委託できるように業者を選定する予定でいます。このことで令和2年度は、計画策定に早めに取り組むことができるのではないかと思います。平成2年度中には策定委員会議を3～4回程度予定していますので、委員の皆様からのご出席をよろしくお願いいたします。簡単ではありますが、現在の介護計画の状況を説明させていただきました。

- 委員長：ありがとうございました。事務局から説明いただきましたが何かご意見、ご質問等ありますでしょうか。
2つの調査については、第7期も行われたのでしょうか。
- 事務局：7期のときも行いましたが、在宅介護実態調査はサンプル程度しか実施できなかったが、今回は規模を増やして実施いたします。
- 委員長：介護予防ニーズ調査は3,000人程度ということで、これは前回もこの規模の調査で実施したのでしょうか。
- 事務局：7期のときも3,000人で行いました。
- 委員長：ありがとうございました。
何かありましたらご意見、ご質問を伺いたいと思います。
(様子をうかがい)
- 委員：介護予防のニーズ調査ですと3,000人位の方が調査対象となっていますが、在宅介護実態調査の対象者は何人位になりますか。
- 事務局：在宅介護実態調査は、施設に入っていない方で介護認定をもらっている方で、更新又は変更申請の 때가該当しますので、対象者が何人と出せませんが、今回1年間やってきまして、認定をもらっている方はほぼ1回位当たっているのではないかと思います。今現在600人ちょっとになっているので700人前後の人数でデータが取れるのではないかと思います。
- 委員長：計画を立てる前の調査ということですので、具体的な内容については、7期と8期で同じような内容ですか。
- 事務局：調査の内容はあまり変わりません。
- 委員長：在宅介護実態調査だけ人数を増やすということですか。
… (はい) …
そうすると比較、検討しやすいということもあるのでしょうか。
- 事務局：在宅介護実態調査は内容について大きな変更はありませんので、その辺で阿賀野市の実態が比較できると思います。
- 委員長：現在も調査を行っているわけですね。

- 事務局：はい、これから委託していきます。
- 委員長：来年度実施するということですか。それとも本年中に・・・
- 事務局：調査のほうは今年度中にやる予定で、それを基に令和2年度は介護計画の策定に入っていきます。
- 委員長：従来の計画から見直しするものは見直し、3回から4回この会議を開催するわけですね。
…（はい）…
- 委員長：特にご意見がないようですので、現状の調査をするということで、問題はないと思いますので、議題（3）を終わらせていただきます。

4. その他

- 委員長：それでは4番その他ですが、事務局で何かございますか。
- 事務局：先ほど課長からも議事録のホームページ掲載という話がありましたが、会議の議事録の案ができましたら、委員の皆様を送付させていただき、内容の確認をお願いしたいと思います。その後にホームページに掲載いたしますので、よろしく願いいたします。
- 委員長：委員の皆様、何かありましたらお願いいたします。
委員の皆様、お話しいたすことはございませんか。
それでは、第1回高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員をこれで閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

5. 閉会 終了時間 午後2時10分

6. 問い合わせ先

高齢福祉課介護保険係 TEL：0250-62-2510（内線2120）
E-mail：kaigo@city.agano.niigata.jp